三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十二年六月二十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド
（二）　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　7階、2、ミンチュアンイーストロード、セクション3、台北104、台湾
テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　タイチュン　ブランチ　10階、219、ミンチュアンロード、台中403、台湾
（三）　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　7階、2、ミンチュアンイーストロード、セクション3、台北104、台湾
テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　タイチュン　ブランチ　9、レーン36、ミンセンロード、セクション3、ダイヤタウンシップ、台中県428、台湾
（四）　変更年月日　平成二十二年六月二十一日

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市鳴子温泉（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市豊岩石田坂字山田沢一四の一、字館ノ沢三六、五三、五四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百七十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年六月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第F—214号	仕切り隔壁（A60級）	FireMaster A—60 Aluminium Bulkhead	表面材のバリエーションの追加
第F—215号	仕切り甲板（A60級）	FireMaster A—60 Aluminium Deck	〃
第F—216号	仕切り隔壁（B15級）	FireMaster B—15 Aluminium Bulkhead	〃
第F—217号	仕切り甲板（B15級）	FireMaster B—15 Aluminium Deck	〃

○観光庁告示第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、アクトレップ株式会社（登録研修機関第二十号）から住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十一日

観光庁長官　溝畑　宏

一　住所の変更

変更前	大阪府大阪市北区堂山町十七番十五号若原ビル八階
変更後	大阪府大阪市西区京町堀一丁目四番九号

二　変更の年月日　平成二十二年二月二十三日

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ジェイティービー能力開発（登録研修機関第十五号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十一日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	加藤　俊明
変更後	栗林　泰夫

二　変更の年月日　平成二十二年四月一日